

尾道糸崎港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所について

第1 旅客、船員及びその他の交通者

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
糸崎 1 号岸壁、糸崎 2 号岸壁 及び南松永西 3 号岸壁の維けい 船舶	各施設の管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき 場所として設置した出入口。
上記を含む尾道糸崎港入港中 の船舶	尾道市東御所所在の尾道駅前桟橋。

第2 貨物の積卸を行う場所の経由場所

1. 糸崎 1 号岸壁、糸崎 2 号岸壁
2. 尾道市新浜県営上屋 1 号東端から同 4 号西端に至る間の前面岸壁
3. 上記以外の場所にあっては、保税蔵置場前面の岸壁。ただし、当該保税蔵置場に出
し入れされる貨物に限る。